

宇佐市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条）

第3節 環境の保全及び創造のための施策等（第9条—第25条）

第4節 雑則（第26条）

附則

私たちの住む宇佐市は、周防灘に沿った海岸線と九重山系に通じる山々に抱かれ、また、文化財の宝庫といわれるように宇佐神宮や東西本願寺別院、龍岩寺、鋺絵、石橋など数多くの歴史的・文化的遺産に囲まれた地域にある。

そこに住む私たちは、穏やかな海、広大な平野、緑濃い森林、清らかな水、澄んだ空気に恵まれるなど、美しく自然豊かな環境のなかで日々の営みを続けている。

しかし、近年の経済成長などに伴う社会環境の変化により、地球の温暖化、海洋汚染、生態系の破壊など深刻な環境問題が起きている。また、宇佐市においても、事業活動に伴う騒音や悪臭、森林開発や海洋資源の乱獲による自然環境の悪化に加え、生活雑排水による水質汚濁、違法なごみの焼却や不法投棄に伴う空気や土壌の汚染などの市民生活に起因する環境問題も生じており、ごみの減量とリサイクル、森や里山と海の再生、生活環境の改善、環境意識の向上など課題が山積している。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承していく責務を有することを認識し、このかけがえのない恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

今こそ、私たちの生活がこの自然の恵みに支えられてきたことを再認識し、市、事業者及び市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境の保全と創造に取り組み、人と自然とが共生することのできる美しい環境都市の実現を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）の精神にのっとり、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境と歴史文化を有する本市の特性を生かし、人と自然との共生及び歴史的・文化的資源との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市民が行う環境の保全及び創造のための活動に対し、支援又は協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念

にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、海、森林、河川等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- (5) 水や緑に親しむことのできる空間の形成、地域の特性を生かした景観の形成、歴史的文化的環境の保全及び活用等が推進されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全が推進されること。
- (7) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宇佐市環境審議会条例（平成17年宇佐市条例第157号）第1条に規定する宇佐市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(協定の締結)

第10条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第11条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物処理施設等の整備その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第13条 市は、海、森林、河川等における多様な自然環境の適正な保全及び生物の多様性の確保に努めるとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事務事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に努めるものとする。

(快適な環境の創造)

第15条 市は、良好な景観の確保及び形成、歴史的文化的環境の保全及び活用等を図ることにより、地域の特性を生かした快適で潤いのある調和のとれた環境の創造に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第16条 市は、事業者及び市民と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(協働による推進)

第17条 市、事業者及び市民は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第18条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う環境美化活動、自然保護活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第25条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4節 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。